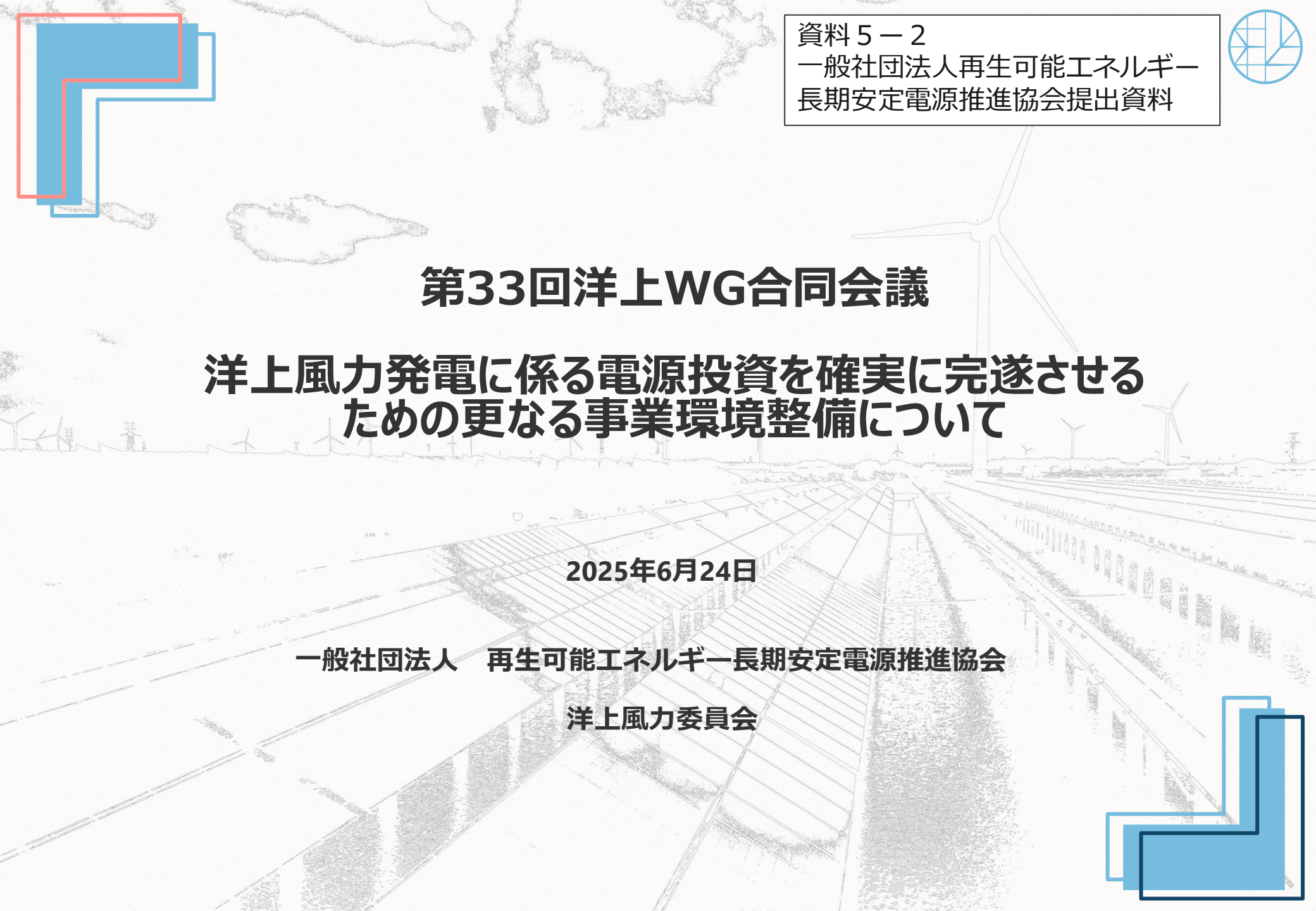
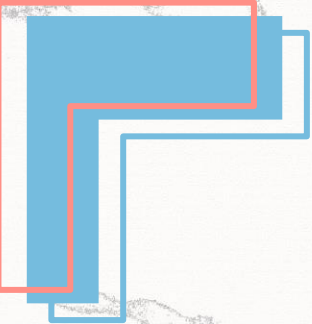




資料 5－2

一般社団法人再生可能エネルギー
長期安定電源推進協会提出資料



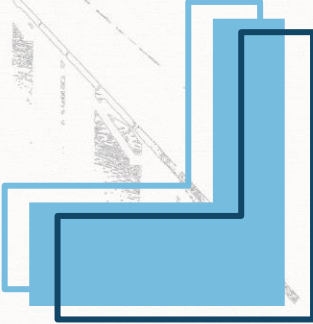
第33回洋上WG合同会議

洋上風力発電に係る電源投資を確実に完遂させる ための更なる事業環境整備について

2025年6月24日

一般社団法人 再生可能エネルギー長期安定電源推進協会

洋上風力委員会



ご検討いただきたい事業環境整備



日本の洋上風力は黎明期にあるにもかかわらず、事業環境の急激な変化で一般海域の全ての事業が苦境に立たされています。洋上風力発電事業を確実に完遂し継続していくためには、事業採算性の確保と事業実施の効率性を確保していくことが重要です。わが国のエネルギー脱炭素化の切り札とされる洋上風力発電を確実に推進するという国の方針に立ち返って、様々な視点から改善策を検討し、速やかに実施されることを要望致します。

I. 電源投資に係る事業環境整備

- 海域占用期間の延長(一回の更新で10年)、更新に係る予見性の確保 (条件の明確化)
- ゼロプレミアム事業に対する長期脱炭素電源オークションへの参加容認及び制度改善(調整係数、設備利用率、上限価格、募集枠)
- 再エネ発電設備にかかる課税標準特例措置の強化(期間延長、課税標準額の見直し)
- 政府系金融機関からの金融支援(GX推進機構による保証料減額や開発期間中からのエクイティ出資等)
- 価格調整スキームの更なる拡大(起算点の見直し、OPEX・為替調整等)
- 港湾利用料の減免または還付、支払いの繰り延べ、港湾改修工事の原状回復義務の緩和



Ⅱ. 脱炭素電源が適切に評価されるための環境整備

- 洋上風力発電のCPPAオフテイクへのインセンティブ措置(再エネ賦課金減免、税制優遇)
- 非化石価値取引市場における適正価格での取引

Ⅲ. 事業予見性の向上のための現行制度の改善

- 市況を踏まえた入札上限額の設定(実勢価格との乖離の解消)
- JOGMECデータとの整合など、適合性確認プロセスの合理化
- 船籍要件の緩和、特許手続の明確化
- 基地港湾整備、系統整備に関する早期情報開示と、EEZを見据えた基地港湾や系統整備の在り方の検討
- 応募時点でサプライヤーは特定せず、サプライヤーの選定に柔軟性をもたせる入札制度



参考： 海外の占用／リース（ライセンス）期間

国名	占用期間	参考・備考
日本	海域の占用期間：30年 海域の占用期間：30年（占用計画承認後に正式開始、 入札決定から約1年後 実質発電可能期間は24-25年 ） FIP: 20年	再エネ海域利用法にて定義 1段階準セントラル方式
英国	海域および海底ケーブルルートへのリース期間：option期間からリース契約に移 行後60年 （完工から25年後に解約権付与）、リース費用はMW単位で定額(CPI 連動) CfD: 15年	ラウンド4/5（ScotWindは50年） 2段階方式
ドイツ	25年の占用期間 + 10年の延長可能（計 35年 ） CfD: 20年	事前調査済み方式（Pre-investigated）と非 事前調査方式（Non pre-investigated）の二 種類の入札制度
オランダ	40年 の占用期間 CfD:15年	1段階セントラル方式
デンマーク	30年の発電ライセンス期間 + 10年間の延長可能性：計 40年 (この期間には建設、 解体期間は含まず) CfD: 20年	1段階セントラル方式
米国 (NY 州)	BOEM (Bureau of Ocean Energy Management)のリース期間は 通常40年 （1年 間の予備期間、5年間のサイト評価期間、33年間の運用期間） ・ 米国海洋エネルギー管理局の略称で、米国内の洋上風力発電や石油・ガス 開発のリース（占用権）を管理する政府機関	2段階方式
豪州	商業ライセンスの有効期間： 40年	2段階方式 Section 47 OEI Actで定義
台湾	占有期間の定め無し。 FIT: 20年	電力事業ライセンスが当初20年付与され、 それ以降の延長申請が必要。